

新十津川町総合教育会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項及び第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が相互連携を図り、本町の教育行政の推進に資するため、新十津川町総合教育会議（以下「会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 新十津川町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 新十津川町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第3条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(調整結果の尊重)

第7条 構成員は、会議において調整が行われた事項の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、教育委員会事務局とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。